

第 98 回滋賀県入札監視委員会 会議録（要旨）

日 時	令和 6 年 11 月 25 日（月）14：00～16：00
場 所	滋賀県大津合同庁舎 7－A 会議室
出席委員	小林委員長、北谷委員、福谷委員、福山委員

結果

該当期間の入札契約手続に問題は見られなかった。

議題 1 令和 6 年滋賀県入札監視委員会報告書（案）について

事務局	下記資料を事務局より説明 令和 6 年滋賀県入札監視委員会報告書（案）
福山委員	項目 3 の一段落目「抽出された」は「入札参加資格の設定」のみにかかるのか、「指名業者の選定等の入札・契約手続き」までかかるのかどちらか。
事務局	「指名業者の選定等の入札・契約手続き」までかかる。文章の表現については再考させていただく。
福山委員	項目 5 の最終段落「第三次・担い手 3 法」という表現は一般的なのか。
事務局	項目 1 の 2 段落目の注釈で説明させていただいている。
福山委員	項目 6 の「令和 5 年報告書の付帯意見に対する措置状況」において、文頭に「、」がきている。また、行の幅も統一されていない。
事務局	修正させていただく。
北谷委員	項目 5 の付帯意見は最終段落の内容か。
事務局	そのとおり。
北谷委員	これは審議の中で実際に出ていた意見なのか。ここでは実際の意見ではなく、理念的なことを記載しているということか。
事務局	個々の意見というよりは、それらを要約して趣旨を記載している。付帯意見は今後県として取り組むべき課題を記載している。
小林委員長	報告書は改めて事務局から意見照会をしてもらうので、追加意見があればそこで伝えていただきたい。ご意見を踏まえ、修正を加えた上で、当委員会の報告書とさせていただく。なお、修正後の確定は委員長の私に一任いただきたい。 → 各委員了承

議題 2 滋賀県発注工事等に関する入札・契約手続の運用状況等の報告について

(令和 6 年 4 月～令和 6 年 7 月)

事務局	下記資料を事務局より説明 (資料 1) 入札方式別発注工事総括表 (資料 2) 入札方式別発注工事一覧表 (資料 3) 入札参加停止等の運用状況一覧表 (資料 4) 審議対象工事等一覧 (資料 5) 滋賀県発注工事等落札率の推移 (資料 6) 落札決定誤りの状況一覧表
福山委員	資料 4 について、造園の落札率は令和 6 年度通して 0 %なのか。
事務局	造園の発注がなかったため 0 %となる。
北谷委員	資料 6 について、落札決定誤りの場合は通常この措置を行うものなのか。
事務局	本事例は契約後に誤りが判明したため、契約解除を行ったもの。
北谷委員	そのような場合、契約解除を行う取り決めがあるのか。
事務局	契約を締結していた場合は契約解除をして、入札をやり直すしかない。
	契約前であれば了承を得たうえで落札決定の打ち直しを行う場合もある。
北谷委員	本事例では入札をやり直す以外の選択肢はないのか、複数の選択肢の中から今回の対応を選択されたのか。
事務局	他の選択肢はない。
福山委員	積算内訳書の不備の見落としが起きたというのはどのような状況だったのか。
事務局	積算内訳書の形式的な記入ミスを見落したもの。
福山委員	再発防止策として、職員のチェック体制強化で防げるのか。
事務局	防ぐことができると考えている。
小林委員長	資料 3 について、近畿地方整備局と滋賀県の措置時期が異なるのはなぜか。
事務局	国等からの情報提供を受けてから県の基準に基づき措置を検討しているため、時期は、ずれることがある。

議題 3 抽出された工事等の競争参加資格の設定方法等の審議について

① 番号 8 【令和 06 年度第 3-2 号 片岡栗東線 補助都市計画街路整備工事】

南部土木事務所 一般競争入札（簡易型）

発注機関	(概要説明)
福山委員	施工延長とは何に対する延長なのか。
発注機関	施工区間の長さを指しており、二つの施工区間を足し合わせている。
福山委員	伸ばすということではなく、延べ長さということか。
発注機関	そのとおり。

福谷委員	工事難易度チェックシートで「特に綿密な工程管理を要する工事（完成供用日等が決まっており、必ず竣工させる必要がある工事など）」に該当するということか。
発注機関	標準工期で設定しているが、舗装工事が続くため、工期の延伸が許容できないため該当するとしている。
福谷委員	その一方で週休二日制度を採用されているが、厳しい工期においてそこは加味されているのか。
発注機関	週休二日を加味したうえで日数計算している。
小林委員長 事務局	工事難易度チェックシートは工種によって変えるのか。 土木工事、建築工事、設備工事によって使い分けている。
小林委員長 事務局	土木工事であれば道路も河川も同じものを使うのか。 そのとおり。
小林委員長 事務局	一種類のチェックシートで工事難易度が図れるのか。実際に難しい工事に総合評価が適用されているのか。
事務局	入札方式は工事の規模と難易度を勘案して決定している。工種ごとに基本的な難易度を定め、さらに難易度チェックシートで外的要因や特殊機械の使用の有無などを確認し、最終的な難易度を決定している。
小林委員長	手続は適切と判断してよい。 → 各委員了承

② 番号 173 【令和 06 年度第 T202－3 号 光善寺川河川改良地質調査業務委託】

南部土木事務所 一般競争入札（事後審査型）

発注機関	（概要説明）
福谷委員	入札参加者のうち、一者以外すべて最低制限価格未満で失格とあるが、県の積算内容に誤りはなかったのか。
発注機関	積算は適切であった。
小林委員長 事務局	ダンピング対策の重要性については理解するが、一般県民の目線で見れば違和感のある入札結果だと思う。 最低制限価格は全国的な算定式を参考に算出した額に、秘匿性を確保するため、無作為に設定した係数を乗じて設定している。
北谷委員 事務局	難易度チェックシートを使用するまでもなく、事後審査型になるのか。 調査業務は総合評価の対象外である。
小林委員長	手続は適切と判断してよい。 → 各委員了承

③ 番号 386 【令和 06 年度第 630－1 号 勝山谷川応急対策工事】

長浜土木事務所 随意契約

発注機関	(概要説明)
北谷委員	オオサワ株式会社が契約相手として出てきたのはどの資料で確認できるのか。
発注機関	一般社団法人滋賀県建設業協会長浜支部長からの災害時初動活動報告書による。
小林委員長	強靱ワイヤーネット工を行うことは県が指定していて、それに対応できる業者が当支部から報告されてきたということか。
事務局	そのとおり。
小林委員長	特殊な工法を行う場合でも緊急性を有するという理由から当支部に依頼されているが、対応できる業者がない場合は下請けに出す必要があり、かえってコストがかかるのではないかと。工法が決まっているのであれば、直接専門業者に発注したほうがコストを抑えたうえで、速やかに契約できるのではないかと。
事務局	ご指摘のとおり、コストがかかる可能性はあるが、それは入札を行う通常の工事であっても同様。建設会社にすべての工種に対応した技術者が在籍しているわけではないため、一部下請けに出すことはあり得る。本事例はそれをより速やかに進める必要があるため、当支部に依頼したもの。
小林委員長	事例ごとに業者選定方法を変えるのが難しいことは理解するが、仮に依頼した支部に施工可能な業者がおらず、遠方から専門業者を呼ばないといけないということもあり得るのではないかと感じた。
福谷委員	災害発生から工事開始までの日程をみると最短で進められたと感じるが、当時能登半島豪雨の影響はなかったのか。
発注機関	すでに施工中であったため、業者は確保できており影響はなかった。
福谷委員	災害時初動活動報告書記載の 4 つの工事のうち、1 つが議題 2 の資料 2 の随意契約には含まれていなかった。実施しなかったのか。
発注機関	実施している。
事務局	資料 2 には予定価格 250 万円未満の案件は含まれていない。
北谷委員	滋賀県建設工事等契約審査委員会規程の適用除外規程の「県が所管する土木建築施設に生じた被害の応急対策」とあるが、本事例は該当しているのか。
事務局	現場付近には土木交通部が管理する砂防堰堤があるため、該当している。
北谷委員	その施設の被害の応急対策として実施したということか。
事務局	そのとおり。
福山委員	県施設外で災害が発生した場合の応急対策は行うのか。
事務局	県道関連は県、市道は市、民家は国の補助金も利用しながら市が対応するなど、県民に通常の生活を取り戻していただけるよう工夫している。
小林委員長	手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

④ 番号 108 【令和 06 年度第 30 号 東沼波(彦根)県営住宅給水管改修工事】

建築課 一般競争入札（事後審査型）

発注機関 福谷委員	（概要説明） 建設工事等入札執行要領において不落随契は 3 者程度の見積りによることとされているが、2 者も 3 者程度ということなのか。
発注機関 小林委員長	不落随契を行うタイミングで 2 者しか残っていなかったのので 2 者を対象にした。1 回目で失格となった業者は不落随契には参加しているのか。
発注機関 小林委員長	失格の業者は参加できない。 手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

⑤ 番号 92 【令和 06 年度第 38 号 琵琶湖環境科学研究センター空調設備長寿命化工事】

建築課 一般競争入札（簡易型）

発注機関 北谷委員	（概要説明） 入札公告文で落札決定予定日時の記載が時間帯まで明記されているものと、黒丸になっているものがあるが、それは手続き上問題ないのか。
発注機関 小林委員	建築課内の契約審査委員会で審査する案件は建築課において時間帯まで指定しておらず黒丸にしているが、実際に公告する際には時間帯も明記している。落札者の技術評価点が失格となった業者より低い、事実上価格で決まったようなものか。
発注機関 福谷委員	価格的要素が占める割合は比較的大きい。 失格となった業者は数値的判断基準は満たしたが、技術者の配置や契約保証などに関する付加要件を履行できないため辞退され失格となったということか。
発注機関 小林委員長	そのとおり。 手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

⑥ 番号 93 【令和 06 年度第 27 号 びわこモーターボート競走場第 2 期空調熱源改修工事】

建築課 簡易型

発注機関 福山委員	（概要説明） P80 の工事規模に「2 億万円」と誤記載があるので修正しておいてほしい。
発注機関 小林委員長	修正させていただく。 手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

以 上